

## 第2章 労使紛争の調整

特定独立行政法人等の平成22年中の調整事件は、国立病院機構の業績評価に関わるあっせんが1件、印刷・造幣の新賃金要求に関わる調停が2件あったが、本年は3年連続して調停に係属していた印刷・造幣の新賃金紛争が自主決着したこともあり、中労委に係属した案件は無かった。

特定独立行政法人等の平成23年度新賃金紛争は、関係労組が3月1日から14日にかけて「新賃金の維持・改善」を求める要求書を提出し、各当局との間で団体交渉が行われた。

このうち印刷・造幣については、平成20年度から平成22度までの3年間、当局側が具体的な回答を示さず組合側が自主交渉を打ち切った後に、当委員会の調停に係属し、解決を図ってきた。その際には、会長から労使双方に対して、繰り返し労使紛争の自主的な解決に向け働きかけを行ってきた。23年度においては、造幣は7月8日に、印刷は7月12日に各当局が「4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない」旨の回答を行った。全造幣、全印刷の両組合ともこれを了承し、4年ぶりに自主交渉により解決をみている。

林野については、平成16年度以降自主決着が続いてきたが、本年度も5月31日に当局が「現行協約に基づき対処する（ベースアップなし、定昇のみ）」旨の回答を行った。林野労組もこれを了承し、引き続き自主交渉による解決をみるに至った。